

## (別紙)参考資料:整備条件等検討調査概要

◇ 整備条件等について下記のとおり調査を実施 (令和4年6月～令和5年2月)

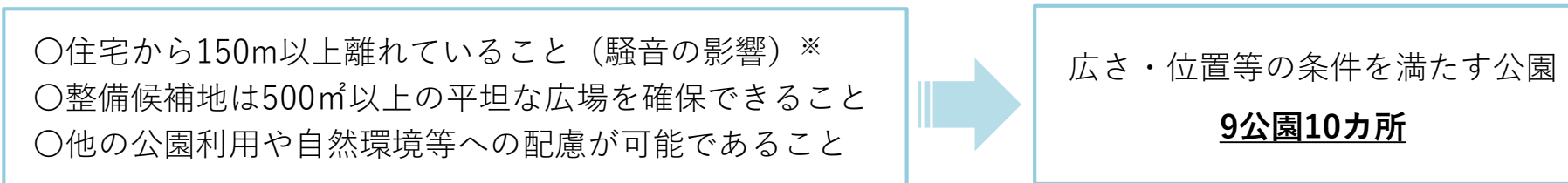
### 【調査項目】

騒音調査	利用によって生じる音量をスケートボード広場周辺において測定
既存広場調査	都立公園及び他自治体の広場について、利用状況や運営上の課題等を把握
競技団体ヒアリング	競技団体等に専門的見地から整備にあたっての意見を聴取 等

### 【調査結果】

課題	・ スケートボード利用による騒音苦情 ・ 過密利用による事故 ・ エリア外・時間外利用などのルール違反による苦情・事故	対応	・ 住宅地から適切な離隔を確保することが必要 ・ 初級者スペースの確保、柵設置による安全配慮が必要 ・ 利用ルールの徹底、マナー指導、利用者数の管理、整備後の管理体制の充実等が必要
----	---	----	--

### 【広さ・位置等の条件】



※ 現地調査結果より、騒音レベルが「生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準」である55dB以下 (第1・2種低層住居専用地域における一般の地域を想定) となるには、スケートボード広場から概ね150m以上の離隔を確保する。ただし、幹線交通を担う道路に近接する空間における基準は70dB以下 (昼間の場合) のため、概ね35m以上の離隔を確保する。(参考) 騒音に係る環境基準について (平成10年9月30日 環境庁告示第64号)